

中国四国管区警察局岡山県情報通信部オープンカウンター方式実施要領

1 目的

この要領は、中国四国管区警察局岡山県情報通信部（以下「当部」という。）が実施するオープンカウンター方式による物品の調達、役務の提供、その他の契約（以下「物品調達等」という。）の取扱いについて必要な事項を定める。

2 定義

オープンカウンター方式とは、会計法第29条の3第5項に基づき実施する随意契約における物品調達等の見積合わせにおいて、見積りの相手方を特定することなく、見積合わせに参加を希望する者（以下「参加者」という。）から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方式をいう。

3 対象

この要領は、予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第99条第2号から第7号までに規定するものを対象とする。ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は除くものとする。

- (1) 契約の性質又は目的により見積合わせに参加すべき者が定まっている場合
- (2) 契約の性質又は目的がオープンカウンター方式によることを許さない場合
- (3) 緊急の必要によりオープンカウンター方式によることができない場合
- (4) オープンカウンター方式によることが不利と認められる場合
- (5) 国の行為を秘密にする必要がある場合
- (6) 支出負担行為等取扱規則第14条第1項別表甲号において支出負担行為として整理する時期及び支出負担行為の確認又は認証を受ける時期が請求のあったときと定められている場合

4 見積りの方法

- (1) オープンカウンター方式による見積合わせを行うときは、見積依頼書（様式1）を公示することにより参加者を募る。
- (2) 見積りに関する諸条件は本要領のほか、見積依頼書、仕様書、契約書案及びその他詳細資料（以下「仕様書等」という。）により提示する。
- (3) 仕様書等の交付は中国四国管区警察局のホームページに掲載することをもって代える。
- (4) 参加者は、本要領及び仕様書等を熟読の上、見積りしなければならない。この場合において、本要領及び仕様書等について疑義があるときは関係職員の説明を求めることができる。ただし、見積合わせ後はこれらの不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (5) 見積合わせは見積書（様式2）によるものとし、記載する金額は消費税及び地方消費税を含めた合計額を記載し、契約担当官等（会計法第29条の3第1項の契約担当官等をいう。以下同じ。）が示した提出期限までに持参又は郵送等により提出しなければならない。見積書の提出期限までに到達しなかった見積書は無効とする。
- (6) 一度提出した見積書の引換え、変更又は取消しは認めない。

(7) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に抵触する行為を行ってはならない。

5 見積りの無効

(1) 本要領に示す義務を履行しなかった場合、その者の提出した見積書は無効とする。

(2) 次の各号の一つに該当する見積書は、無効とする。

① 金額を訂正した見積書

② 誤字、脱字、脱漏、汚染、塗末等により意思表示が不明確な見積書

③ 不当に価格のつり上げ、つり下げ、談合等の背信行為又は連合と認められる見積書及び疑いのある見積書

④ 同一の見積りについて、2通以上提出された見積書

6 契約の相手方の決定

(1) 本要領及び仕様書等に従い見積書を提出した者であつて、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最も安価な見積価格を提示した者を契約予定者として通知するので、この通知日から起算して3日以内に見積内訳書を提出しなければならない。見積内訳書の確認後、錯誤等がなければ契約の相手方として決定するものとする。

(2) (1)で錯誤等があり契約の相手方として決定できない場合、予定価格の制限の範囲内で、安価な見積価格を提示した者から順に見積内訳書を提出させ、契約の相手方を決定するものとする。

(3) 最も安価な金額を提示した者が二人以上あるときは、予決令第83条の規定に基づき当該参加者にくじを引かせ、契約予定者を決定するものとする。また、当該参加者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、契約事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。

(4) 見積合わせの結果は、参加者に通知する。

(5) 見積書の提出期限までに見積書の提出がないとき、又は予定価格の制限に達した価格の見積りがないときは、当部が選定した者へ見積りを依頼することができる。

7 契約の締結

(1) 契約の相手方は、契約書の作成を要する場合においては、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

(2) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、さらに契約担当官等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

(3) 上記(2)の場合において契約担当官等が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

(4) 契約担当官等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(5) 契約の相手方は、契約書の作成を要しない場合においては、契約の相手方に決定した後速やかに請書を契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

8 参加資格

- (1) 予決令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 契約担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 見積依頼書に示した参加資格を有している者であること。
- (5) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

9 その他

- (1) 見積書の作成及び提出等に係る費用は、すべて参加者が負担する。
- (2) 見積りに際し、納入を行う物品は見積依頼書の別紙に示す物品の規格等と同等以上でなければならない。
見積依頼書の別紙に示す物品の規格と異なる規格で見積りを行う場合には、見積書の提出前に当部へ申し出て承認を受けなければならない。承認のない規格外の物品納入を行うことはできない。
- (3) 都合により見積合わせを取りやめることがある。
- (4) 見積書の提出をもって別紙暴力団排除に関する誓約事項に誓約したものとする。
- (5) 契約の相手方を決定するために、参加者に対し追加資料の提出を求める場合があるので、これに従うこと。
- (6) 契約手続に使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

様式1

見積依頼書

下記のとおり見積合わせを実施します。
令和〇年〇月〇日

分任支出負担行為担当官
中国四国管区警察局岡山県情報通信部長
〇〇 〇〇

記

1 見積合わせに付する事項

- (1) 件名 ○○○○○○○○
(2) 業務内容等 別紙のとおり
(3) 納入(履行)場所 岡山県岡山市北区内山下二丁目4番6号 中国四国管区警察局岡山県情報通信部
(4) 納入(履行)期限 契約締結の翌日から起算して〇〇日
(5) 見積書提出方法等 見積書(様式2)に消費税及び地方消費税を含めた合計額を記載し、下記の締切日時までに提出すること。

2 見積合わせに参加する者に必要な資格は次のいずれかとする。

- (1) 令和1・2・3年度(平成31・32・33年度)内閣府競争参加資格(全省庁統一資格)「○○○○○」の資格を有する者又は地方公共団体の「○○○○○」に相当する競争入札参加資格を有する者
(2) (1)の参加資格を有しないが、過去3年度以内に当部へ見積書を提出したことがある者
※参加資格の設定については適宜変更する。

3 契約条項を示し、仕様書等の交付を行う場所及び日時

- (1) 場所 岡山県岡山市北区内山下二丁目4番6号
中国四国管区警察局岡山県情報通信部通信庶務課
問合せ先 電話番号 086-234-0110(内線6266)
(2) 日時 令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで

4 見積書提出場所及び締切日時

- (1) 場所 岡山県岡山市北区内山下二丁目4番6号
中国四国管区警察局岡山県情報通信部通信庶務課
(2) 日時 令和〇年〇月〇日(〇)12時00分
(3) 見積合わせに参加する者は上記(2)の日時までに下記の書類を提出すること。
ア 上記2(1)に該当する者は、それを証明する書類の(写)
イ 上記2(2)に該当する者は、過去3年度以内に当部へ提出した見積書の(写)

5 支払条件

履行完了後適法な請求書を当部が受領した後30日以内に振込払とする。

6 問合せ先

中国四国管区警察局岡山県情報通信部 通信庶務課 資材係
電話番号 086-234-0110(内線6266)

7 その他

- (1) 運送により納品する場合は、着払い不可とする。
(2) 見積金額は消費税等を乗じた額を記載し、一円未満の端数がある場合は切り捨てとすること。
(3) 見積合わせの結果の公表は電話での対応も受け付けることとする。
(4) 契約書案又は請書案の提示がない場合は、契約事項は以下の条件のとおりとする。
ア 品質保証期限 納入後12箇月間
イ 納入(履行)期限の遅延による賠償金 納入期限の翌日から完納日までの日数に応じ、契約履行未済相当額に、契約締結日の国の債権の管理等に関する法律施行令(昭和31年政令第337号)第29条第1項に規定に基づき財務大臣が定める率(年の日数は閏年の日を含む期間についても、365日で換算する。)を乗じて計算した額とする。
ウ 支払遅延利息 「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」に定めるところによる。
エ 契約解除に対する違約金 本契約条項を履行しないときは契約金額の百分の十に相当する金額を徴収して解除する。

見 積 書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
中国四国管区警察局岡山県情報通信部長 殿

住 所

会 社 名

代表者名

印

— 金 〃

(ただし、消費税及び地方消費税を含む。)

件 名

上記の件について、中国四国管区警察局岡山県情報通信部オープンカウンター方式実施要領を承諾の上見積りします。

※会社印・代表者印の押印を省略する場合は、次の事項を記載する。

	氏 名(所属名)	連絡先(電話番号)
書類の発行権者	●● ●●	●●●-●●●-●●●●
本件事務担当者	●● ●●(所属名)	●●●-●●●-●●●●

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について入札書又は見積書の提出をもって誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴庁の求めに応じて当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

- 1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。
 - (1) 契約の相手方として不適当な者
 - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
 - (2) 契約の相手方として不適当な行為をする者
 - ア 暴力的な要求行為を行う者
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - エ 偽計又は威力を用いて貴庁又はその職員の業務を妨害する行為を行う者
 - オ その他前各号に準ずる行為を行う者
- 2 暴力団関係業者を下請負又は再委託の相手方としません。
- 3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。
- 4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。